

難病医療費助成制度における「指定医療機関」の申請の手引き

平成27年1月1日から、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行されました。

医療費助成の対象となる指定難病患者に、医療を提供する医療機関等（病院・診療所（介護医療院を含む）、薬局、訪問看護ステーション）は、「指定医療機関」の申請手続きをお願いします。

1 指定医療機関について

- (1) 指定難病患者が受給者証を使用できる医療機関等（病院・診療所（介護医療院を含む）、薬局、訪問看護ステーション）は、都道府県または指定都市が指定した、難病法に基づく「指定医療機関」に限定されます。

指定されていない医療機関等を受診した際の医療費等については、医療費助成の対象となりません。（償還払いの請求も対象になりません。）

- (2) 指定申請いただいた後に、指定通知書を送付します。
指定した指定医療機関は、兵庫県のホームページに掲載します。
- (3) 指定の有効期間は、6年間です。
有効期間の終期が近づいたら、更新手続きのご案内をお送りします。

2 指定医療機関の要件・責務

○要件（難病の患者の医療等に関する法律第14条、同法施行令第5条）

以下の（1）及び（2）の要件を満たすこと。

- (1) 以下の医療機関等であること。
- ・保険医療機関
 - ・保険薬局
 - ・健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
 - ・介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護事業者のみ）
 - ・指定介護予防サービス事業者（訪問看護事業者のみ）
- (2) 難病の患者の医療等に関する法律第14条第2項で定める欠格事由（難病医療費助成指定医療機関指定申請書の裏面参照）に該当しないこと。

○責務（難病の患者の医療等に関する法律第16条）

指定医療機関は、厚生労働省令で定めるところにより、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。

3 新規申請の必要書類

- ・「難病医療費助成指定医療機関 指定申請書」（1通）

※様式は兵庫県ホームページよりダウンロードしてください。

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/nanbyouiryoukikan.html>

- 4 提出先（郵送）〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1
兵庫県 保健医療部 感染症等対策室 疾病対策課
がん・難病対策班 電話 078-341-7711（内線 3239）

